

新バーコード表示について

平成 25 年 6 月 27 日
流通改善懇談会委員
松谷 高顕
村井 泰介
長谷川卓郎

昨年 6 月、メーカーと卸のプロジェクトチームの検討結果も踏まえて、厚生労働省の指導通知「医療用医薬品のバーコード表示の実施要項」が改正されました。これにより、販売包装単位及び元梱包装単位の「任意表示」とされていた情報は、「可能なメーカーから表示の実施を順次進める」ことになりました。

卸は、これまでも販売包装単位と元梱包装単位の「任意表示」とされていた情報のうち、特に「有効期限」と「製造番号又は製造記号」の新バーコード表示を求めてきたところですが、流改懇に設置されたメーカーと卸のワーキングチームの会議（平成 24 年 8 月）で、バーコードの表示方法が変更される平成 27 年 7 月までに品目ベースで 50% を超える表示率に達することを要望しました。

卸としましては、計画的な IT 投資を行い、流通段階でのトレーサビリティの推進を図るために新バーコード表示の利活用を進めたいと考えますので、今後ともワーキングチーム会議での表示率向上のための協議、リーディングカンパニーのロードマップの提示等の積極的な取組みを希望するところです。